

(別紙)

## 墜落制止用器具（フルハーネス型）の原則化に伴う積算対応について

### 1 適用年月日及び工事

現在施工中の工事及び通知日以降に入札する、水産及び森林土木工事

### 2 特記仕様書の明示

次の記載例を参考に特記仕様書に明示する。

【記載例】※使用が原則とされる作業のない工事も全て明示しても構いません。

○墜落防止用器具（フルハーネス型）の原則化に伴う積算対応について

現行の安全帯（腰ベルト型）は共通仮設費率に含まれるが、墜落制止用器具（フルハーネス型）は共通仮設費率に含まれないため、墜落制止用器具（フルハーネス型）の使用が原則とされる作業において、実際の使用にあたっては月額損料の差額を設計変更で計上できるので、希望する場合は監督員と協議すること。

### 3 現在施工中の工事の扱い

現在施工中の工事で、墜落制止用器具（フルハーネス型）の使用が原則とされる作業を含む工事について、工事監督員に受注者から墜落制止用器具（フルハーネス型）の使用に係る設計変更の協議があった場合は、速やかに特記仕様書に施工条件明示を追加する設計変更上申を行う。（特記仕様書の変更は軽微変更ではなく通常の変更となります）

### 4 設計変更の手順

(1) 受注者が設計変更を希望し、工事監督員が必要と認めた場合は、設計変更を行う旨の協議簿を取り交わす。

※墜落制止用器具（フルハーネス型）の使用が原則とされる作業かどうかについては、関係法令等で確認し、現場状況に応じて判断してください。（「高さ2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところ」等の記述があります）

(2) 受注者は、墜落制止用器具（フルハーネス型）を使用したことを示す写真等の資料を工事監督員等に提出する。

(3) 工事監督員は、上記資料で履行状況を確認した上で設計変更を行う。

※設計変更等に係る各様式については、記載例（参考資料）を参照してください。

### 5 費用の積算

(1) 墜落制止用器具（フルハーネス型）の使用が原則とされる作業において、実際に使用した工事は、現行の安全帯（腰ベルト型）を差し引いた月額損料（差額）で必要な費用を算定する。また、月額損料の月数区分は6カ月ごととし、「表1 墜落制止用器具費の算定区分表」による。

(2) 墜落制止用器具費は、共通仮設費の安全費に積上計上する。

(3) 算定に用いる月数区分の目安は、通常工期が該当する月数区分による。

(算定方法)

墜落制止用器具費＝墜落制止用器具費月額損料（差額分）×月数区分（表1）

表1 墜落制止用器具費の算定区分表

墜落制止用器具費 月額損料 (差額分)	月数区分					
	6カ月 まで	12カ月 まで	18カ月 まで	24カ月 まで	30カ月 まで	30カ月 超え
3,000円/月	6 (カ月)	12 (カ月)	18 (カ月)	24 (カ月)	30 (カ月)	36 (カ月)

(積算例)

5人編成を標準とし、それに600円/人・月を乗じ、3,000円/月としている。  
実際の同時使用人数に関係なく、一律に3,000円/月とすること。

① 通常工期7か月、フルハーネス型使用期間20日

フルハーネス型同時使用人数3人の場合、3,000円/月×12カ月＝36,000円

② 通常工期3か月、フルハーネス型使用期間1日

フルハーネス型同時使用人数7人の場合、3,000円/月×6カ月＝18,000円

## 6 その他

作業内容によりフルハーネス型の使用が明らかであると判断される場合は、当初積算からその費用を計上しても構わないものとする。

なお、その場合も上記4の設計変更の手順を参考に履行状況の確認及び設計変更等を適切に行うこと。

### 【当初から必要な経費を計上する工事の特記仕様書記載例】

○墜落防止用器具（フルハーネス型）の原則化に伴う積算対応について

本工事は、●●工で想定される墜落制止用器具（フルハーネス型）の使用に係る必要な費用を安全費に計上している。

なお、妥当な工程において墜落制止用器具（フルハーネス型）の使用が原則とされる箇所の作業が〇月を超えた場合は、必要な経費の増額について設計変更の対象とするので、希望する場合は監督員と協議を行うこと。